

## まなびをひろげ・生かす生涯学習社会へ

このたび、「まなびをひろげ・生かす生涯学習社会」の実現をテーマとして、「第2期新潟市生涯学習推進基本計画」を策定いたしました。

21世紀を迎え、「地方の時代」と言われている中で、それぞれの自治体においては、個性と多様性に富んだ施策の展開が求められるとともに、目覚ましい情報化や国際化の進展、また急速な少子・高齢化といった社会経済構造の大きな変動など、さまざまな課題が生じており、それらへの対応が急務となっています。

しかし、行政だけの力には限りがあります。市民自らが学習を深め、これらの課題に対して主体的に関わっていくことで、最も効果的な対処が可能となるものであり、地域における皆さんの多様な活動の蓄積が、現代的課題の解決につながっていくと考えています。

このような中で、本市では、まちづくりの方向を「健康福祉都市」「快適生活都市」「文化創造都市」「中枢拠点都市」の4つの都市像にまとめ、市民一人ひとりが光り輝き、人間として尊重される市民主体のまちづくりを目指し、各種施策の充実に取り組んでおります。その実現にあたっては、生涯にわたり学習し、学習成果を身につけた市民の皆さんが、社会の中でその力を生かしながらいきいきと生活し、人づくり、地域づくりの活動に積極的に参加していくことが、まちづくりの大きな原動力になっていくものと思います。

今後はこの計画のもとに、「まなびをひろげ・生かす生涯学習社会」の実現を目指し、本市の生涯学習施策の一層の推進を図ってまいります。

終わりに、計画策定に当たり、ご尽力いただきました「新潟市生涯学習推進会議」の委員の皆様に対しまして、心からお礼を申し上げます。

平成13年3月

新潟市長 長谷川 義明

# 目 次

はじめに	1
第2期新潟市生涯学習推進基本計画体系図	2
<b>1. 基本的な考え方</b>	<b>3</b>
(1)計画の趣旨	
(2)計画の期間	
<b>2. 計画策定の背景</b>	<b>4</b>
<b>3. 基本方針</b>	<b>5</b>
<b>4. 生涯学習推進のための5つの柱</b>	<b>7</b>
(1)まなびを支える	7
(2)みんなでまなぶ	9
(3)まなびをつなぐ	13
(4)まなびをひろげる	18
(5)まなびを生かす	21
<b>第2期生涯学習推進基本計画 事業一覧</b>	<b>24</b>
<b>新潟市生涯学習推進本部 設置要綱</b>	<b>32</b>
<b>新潟市生涯学習推進会議 設置要綱</b>	<b>35</b>
<b>市民憲章</b>	<b>37</b>

## はじめに

### 人づくり・地域づくり

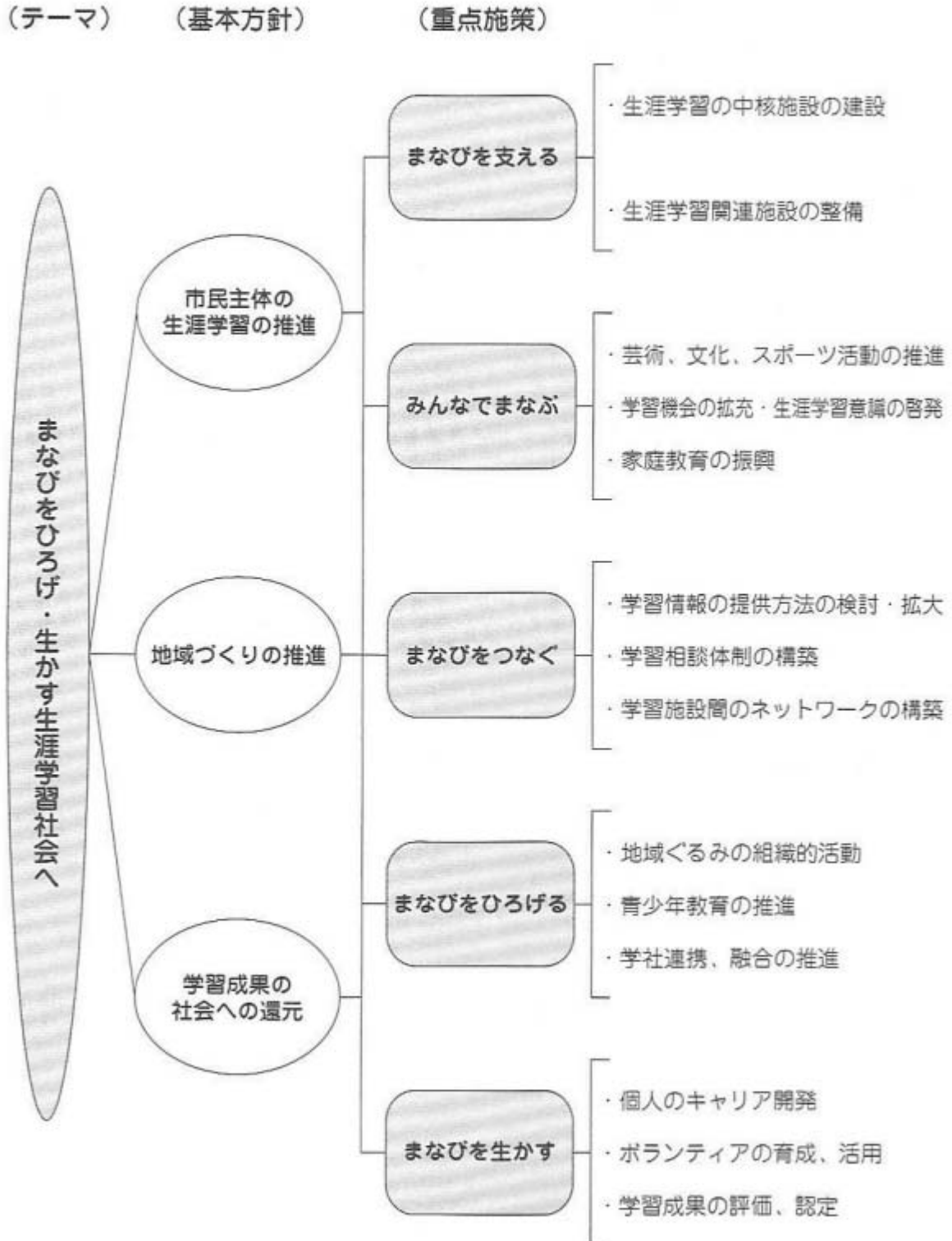
### ～ まなびをひろげ・生かす生涯学習社会へ ～

心の豊かさや生きがいのための学習意欲の増大や社会経済の変化への対応が求められている中、いわゆる学歴社会の弊害を是正し、人々が「生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価される」ような生涯学習社会の構築を目指していくことは極めて重要な課題です。

「生涯学習」という言葉は広く使われ市民の生涯学習への意識は高まり、活動は活発になってきています。新潟市においても、生涯学習活動に対する取り組みに関して一層の充実を図っていく必要があります。

21世紀の新潟の発展を支える市民一人ひとりが自発的に学び、そしてその能力を生涯にわたり最大限に発揮できる社会、すなわち「まなびをひろげ・生かす生涯学習社会」の実現を目指し「第2期新潟市生涯学習推進基本計画」を策定しました。

## 第2期新潟市生涯学習推進基本計画 体系図



# 1. 基本的な考え方

## ／(1)計画の趣旨

新潟市では、平成3年に市民が「いつでも、どこでも、学びたいことが学べる」生涯学習社会の実現に向けて、本市の生涯学習推進施策の基本的方向を示した「第1期新潟市生涯学習推進基本計画」を策定した。

第1期計画の策定から10年が経過する中で、国際化、情報化、少子・高齢化などが著しく進み、私達を取り巻く学習環境も大きく変化してきた。この「第2期生涯学習推進基本計画」は、これらの学習環境の変化に対応するため、第1期計画を見直すとともに「新潟市第4次総合計画」との整合性を保ちながら、新潟市における生涯学習推進のための基本として、今後進めるべき生涯学習施策や取り組みについての方向を示したものである。

この計画をもとにした施策の展開を通して、市民一人ひとりの「自ら学び、自らを育てる自発的な学習活動」を支援するとともに、その学習の成果が社会的活動に生かされ、また新たな学習活動へと結びつく循環型生涯学習社会を目指すことにより、市民主体のまちづくりを推進する。

## ／(2)計画の期間

この計画の期間は、平成13年度から平成20年度までの8年間。「新潟市第4次総合計画」の計画期間が平成17年度までになっているため、平成13年度から17年度までの5年と「新潟市第5次総合計画」の第1次実施計画期間の3年を加えた8年間とした。）

## 2. 計画策定の背景

### <科学技術の高度化>

めざましい科学技術の高度化は、人々の生活環境を大きく変化させている。この変化に対応するために、絶えず新しい知識・技術への対応が必要になっている。

### <情報化の進展>

マス・メディアの発達や新しい情報ネットワークの発達など情報化の進展は著しい。多様なメディアを活用し、情報を主体的に判断し活用する能力が求められている。

### <国際化の進展>

国際化の急速な進展により、国際社会の一員としての自覚のもとで各種課題に対する役割を果たすことが求められている。また異文化を理解・尊重し、日本の文化に正しい認識をもつことが必要になってきている。

### <高齢社会の到来>

高齢社会の到来は年齢を問わず、すべての人に関わることであり、生涯にわたりこの問題への理解と心構えを持つことが必要になってきている。

### <価値観の多様化>

生活水準の上昇、自由時間の増大、教育水準の向上などにより、ものの豊かさや心の豊かさが求められるとともに、価値観が多様化している。生涯を通じての生きがいや自己実現など、人間性豊かな生活を求める意識が高まってきている。

### <男女共同参画社会の形成>

女性の社会進出を進めるために、男女の固定的な役割分担意識を改め、社会のあらゆる分野に女性が参画できるよう社会環境の整備や意識改革を図っていくことが求められている。

### <家庭、地域の変化>

都市化、工業化、核家族化、少子化などの進行に伴うライフスタイルの変化により、家族や地域社会の基盤の弱体化が危惧されており、その機能を回復し充実させていくことが必要になってきている。

### 3. 基本方針

#### ◆市民主体の生涯学習の推進のために

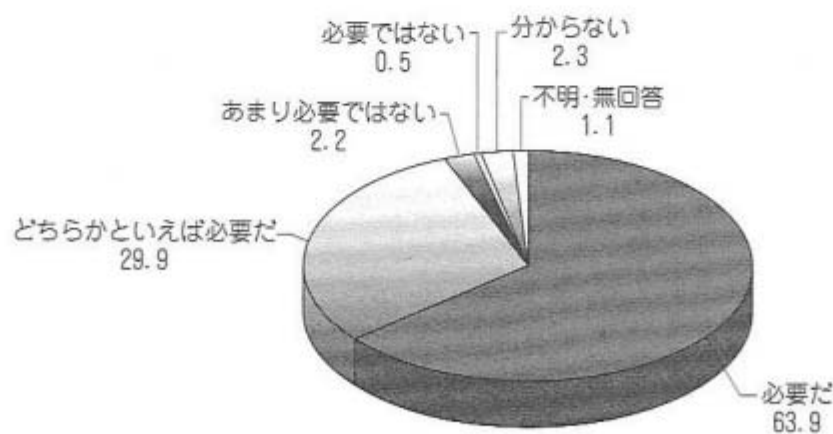
生涯学習を通して自己実現を果たし、学び続けることによって生きがいや心の豊かさを実感し、人生における幸福を求める手だての一つとなるよう生涯学習の推進が必要である。

本市においては、平成11年実施の「生涯学習に関する市民の意識調査」（以後「意識調査」という）で、生涯学習の必要度について93.8%の市民が「必要だ」もしくは「どちらかといえば必要だ」と回答している。（図1参照）

経済発展、科学技術の高度化、情報化、高学歴化、少子・高齢化等が進むにつれて市民のライフスタイルも変化し、価値観も多様化している。市民の生活水準は向上し、自由時間も増えてきた。市民は物質的な面での豊かさに加え、さらに精神的な面での豊かさを求め、生涯を通じて健康で生きがいのある人生を過ごすことや、社会的自己実現のための高度で多様な学習機会を求めるようになった。

このような高度化・多様化する学習ニーズを的確に把握し、学習情報の提供等を通じて市民の学習意欲と自由な創意・工夫を生かした学習活動を支援し、学習環境を整備していくことが急務である。

図1 【生涯学習の必要度】「意識調査」より



(単位:%) (n=1092)

## ◆地域づくりをすすめるために

核家族化や少子化が進み、親は子どもに対する接し方に不安を抱え、子育ての仕方が分からないでいる。一方子どもは、親や兄弟（姉妹）、高齢者との交流の機会がなく、他者とのコミュニケーションの仕方が分からず、不安を感じている。

地域社会においては、近所付き合いが少なくなり、地域の中での家庭の孤立化が進み、地域住民の連帯感が薄れて地域における教育力が低下している。そういったことが要因となって、青少年をめぐる問題が激増している。ゆとりのなさをもたらす青少年の過剰なストレス、倫理観の欠如、生命に対する認識の希薄化などの諸問題は、大人社会の在り方や青少年を取り巻く環境と密接な関係にある。

地域は、市民の生活、活動の拠点であると同時に、人々の交流、助け合いの場でもある。都市化の進展とともに、人と人との心の触れ合いの機会が希薄になりがちであるが、生涯学習の観点から日々の生活や人生をより豊かにしていく上で、地域は重要な役割を担っており、地域への期待は大きいといえる。

地域住民が互いに支え合う体制を整備し、市民が地域社会の一員として豊かな知識や経験を活かせる場の開発や、家庭におけるしつけの方法や子どもとの接し方などに関する施策を展開し、学校や教育機関と地域及び家庭との連携を図ることにより、家庭の教育力、地域の教育力の向上を図っていく。

## ◆学習成果の適正な値打ちづけの確立と社会への還元をすすめるために

これまでは、個人に対する評価について「何をどれだけ学んだか」よりも「いつどこで学んだか」を重視する風潮があった。そのため、個人の学習成果や知識・経験などが適正に値打ちづけされていないという問題と、学習すること自体に対する喜びが奪われているという問題が生じていた。

学習することは本来喜びであるから、個人にとっては学習成果が社会貢献に生かされ、認められることで自己の成長や資質向上につながり「やる気」が生まれる。「なにかを学びたい」と考える人々が、生涯において「いつでも・どこでも・だれでも」学ぶことができ、その成果が適正に値打ちづけされ、社会に生かされる（還元される）ような生涯学習社会の形成が求められている。



## 4. 生涯学習推進のための5つの柱

### (1)まなびを支える（学ぶ環境を整える）

所得水準の上昇や自由時間の増大などにより、心の豊かさや生きがいのための学習活動が盛んになっている。これらの学習要求に対応した学習機会の充実が必要である。

また市民の学習意欲の向上により、学習需要が多様化・高度化する中で、生涯学習の振興を図るための中核となる施設が求められている。市民一人ひとりの自由な意志と選択により、自らの主体的な学習活動を支援するため「いつでも、どこでも、誰でも」学習できる施設、学習環境の整備を図っていく。

以上の視点から、次の2点を重点施策として推進する。

#### ● 生涯学習の中核施設の建設

生涯学習活動の拠点施設として「生涯学習センター」の建設を進めていく。そこでは市民や指導者が自由に交流し、あらゆる生涯学習活動の実践や調査研究をすることを旨とする。また、最新の情報システムを活用し、多種多様な学習情報の収集・整備・提供を行う。

また生涯学習を支援する上で、図書館は重要な役割を担っているが、市内の図書館のネットワークの中核的機能を有する「中央図書館」の建設に取り組む。

## ● 生涯学習関連施設の整備

これまでも生涯学習関連施設の整備に努めてきたが、老朽化してきた施設の計画的な整備、改善に取り組む。整備にあたっては、障害を持つ人や高齢者はもとより子ども連れの学習者や外国人に対する配慮を取り入れる。また市民の多様な学習ニーズに応えるため、情報機能を高めるとともに、利用時間の拡大等の利用条件の改善等を図るなど、各施設の機能の一層の充実を図る。

### まなびを支える

#### (重点施策)

#### (具体的施策)

- 生涯学習の中核施設の建設—生涯学習センターの建設  
中央図書館の建設
- 生涯学習関連施設の整備—生涯学習関連施設の機能向上  
生涯学習関連施設の利用条件の拡大  
スポーツ施設の整備  
福祉・教育・文化施設の整備  
自然環境の保護・維持・整備  
遊び場・学習環境の整備

## ／(2)みんなでまなぶ(仲間とともに学び、ともに成長する)

「意識調査」によると、学習形態の好みとしては「気の合う仲間と一緒にするのが好き」が54.9%で、市民の希望する学習方法・活動形態では「サークルなどの仲間づくりができるもの」が43.8%で、それぞれトップである。(図2、図3参照)

これは市民が学習する仲間を求めているといえる。また仲間関係の持続も求めている。生涯学習においては、仲間と互いに教えあい、励まし合って学ぶ楽しさや喜びを周囲の人々に広げていくことが必要である。また「意識調査」において希望する活動内容・学習課題をみると、趣味、健康づくりなどの生きがいとしての学習はもとより、さらには現代社会が直面している高齢化問題や環境問題等の課題に関する学習の要求も増加の傾向にある。(図4参照)そこで、多様化・高度化する市民の学習ニーズに対応する施策の展開を引き続き図っていく。

以上の視点から、次の3点を重点施策として推進する。

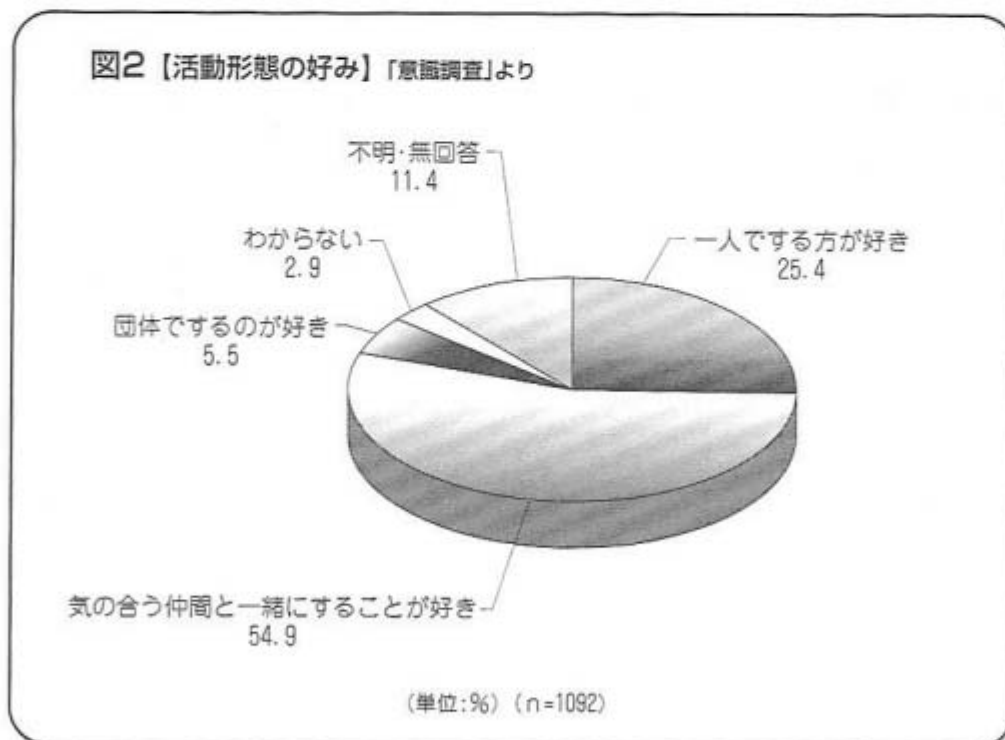
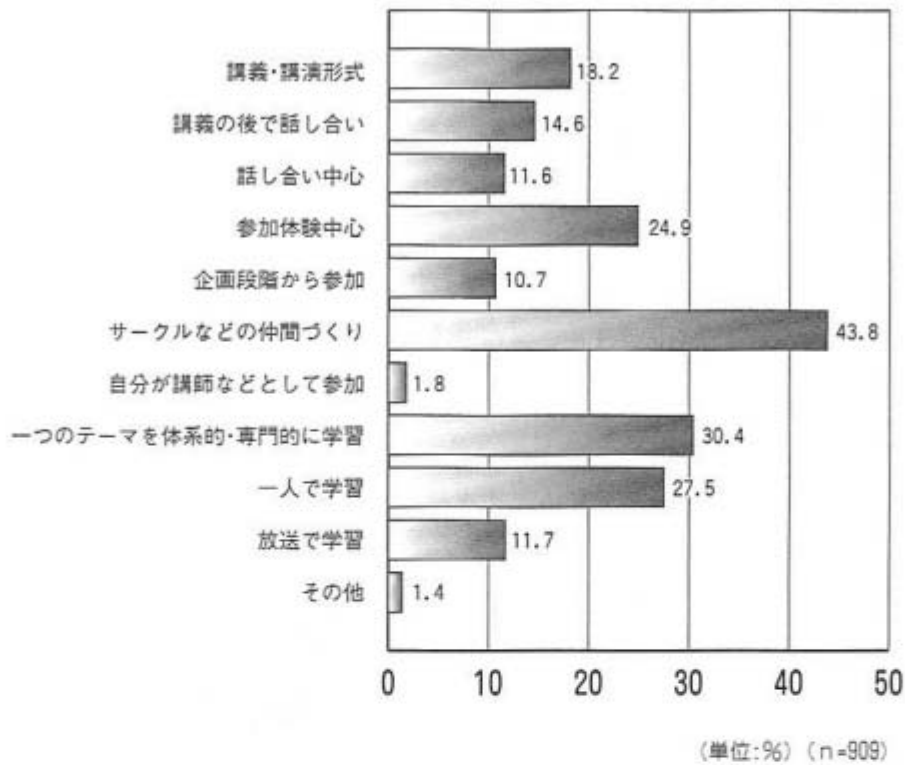


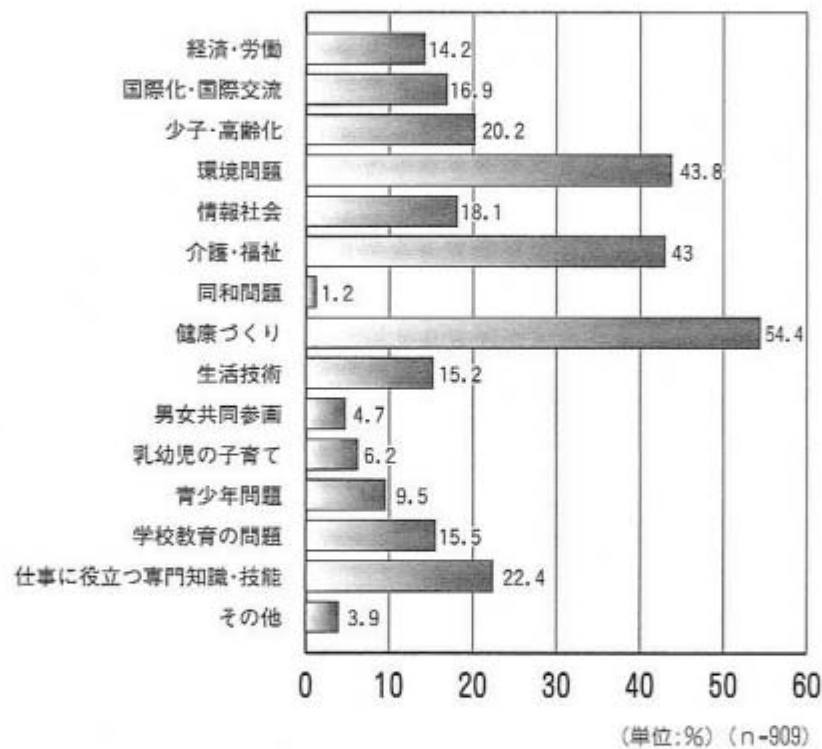
図3 【希望する学習方法・形態】「意識調査」より



## ● 芸術・文化・スポーツ活動の推進

芸術・文化活動は、心に豊かさや潤いを与える。スポーツ・レクリエーション活動は健康や体力の維持・増進だけではなく、人と人との交流を深めるきっかけづくりになる。市民のニーズに即した芸術・文化活動の支援、スポーツ活動の推進に努め、生きがいづくりを推進する。

図4 【希望する学習課題】「意識調査」より



## ● 学習機会の拡充と、生涯学習意識の啓発

市民の持つ潜在的な学習ニーズを実際の学習活動に結びつけていくため、各種講座やイベント等を開催し、活動へのきっかけとなる様々な働きかけを行う。また生涯学習の気運を高めるためには、学習成果の発表の場を設け、生涯学習そのものに対する啓発活動を充実し、潜在的な学習意欲を喚起させる必要がある。そのためには生涯学習関連施設は、学習機会の提供とともに学習成果の活用の中での役割を果たさなければならない。

● 家庭教育の振興

近年、住民の孤立化により地域社会の一員としての意識や連帯感の希薄化が生じ、地域で子どもを育てる環境は十分とはいえない状況にある。

そこで、地域住民の交流の場であり、学習活動や地域づくりの中心的施設である公民館を「家庭教育学習の拠点」として位置づけ、家庭教育に関する学習機会や学習情報の提供、家庭教育相談等、家庭教育学習の充実を図るための施策を積極的に推進していく。

みんなでまなぶ

(重点施策)

(具体的施策)

- 芸術・文化・スポーツ活動の推進—芸術・文化活動への支援  
健康づくりに関する  
学習機会の提供  
スポーツ・レクリエーション  
活動の活性化
- 学習機会の充実・生涯学習意識の啓発—自己啓発に関する学習機会の提供  
趣味・教養に関する学習機会の提供  
学習活動の発表の場の提供  
民間教育事業者との連携  
社会教育関係団体の育成  
リカレント教育の推進
- 家庭教育の振興—育児・子育てへの支援  
家庭間交流の活性化

### ／(3)まなびをつなく(もっと学びたい人のために…)

生涯学習における目的や課題は人それぞれに違う。そこで、市民が自分に最も適した学習機会や方法を選択し、自発的、自主的に学習を行うことができるように学習情報の提供や学習相談体制の整備を進める必要がある。そのために地域の生涯学習施設間相互を最新の情報通信手段で結び、生涯学習に関する情報のネットワークを構築し、市民の学習ニーズにすばやく対応する情報環境の整備を進めていく。

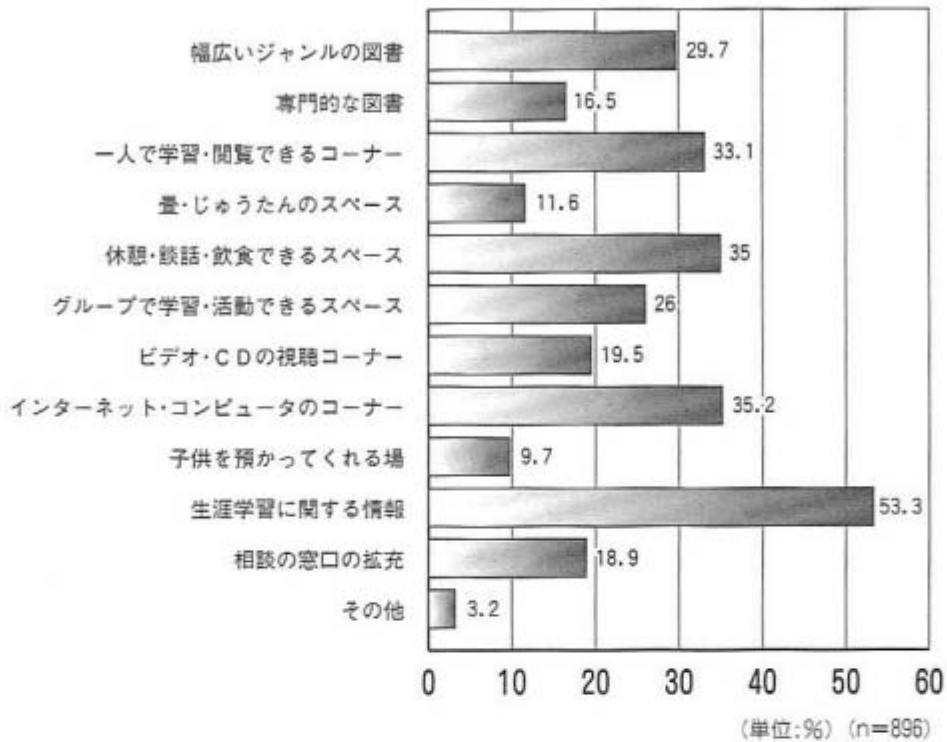
以上の視点から、次の3点を重点施策として推進する。

#### ● 学習情報の提供方法の検討・拡大

「意識調査」において生涯学習施設に希望する機能として最も多かったのが「生涯学習に関する情報（指導者のリスト、サークルのリスト、学習内容、学習施設の利用案内など）」である。（図5参照）

そこで、学習者にとって必要な情報を迅速・的確に提供できる「生涯学習情報提供システム」の整備を進めるとともに、各種メディアを活用した学習機会情報の提供や学習情報誌の発行に努める。現代的課題についても、社会教育施設だけでなく他の公共施設、さらに大学や民間教育事業者との連携において時代の進展や市民のニーズに即した多様な学習機会の提供を図る。

図5【希望する施設の機能】「意識調査」より(複数回答可)



### ● 学習相談体制の整備

学習相談は、市民の求めに応じて学習活動に関する様々な相談に応じようとするものである。多様化する学習ニーズに対応する適切な学習情報の提供、学習計画の立案の援助、助言等が行えるよう学習相談体制の充実に努める。



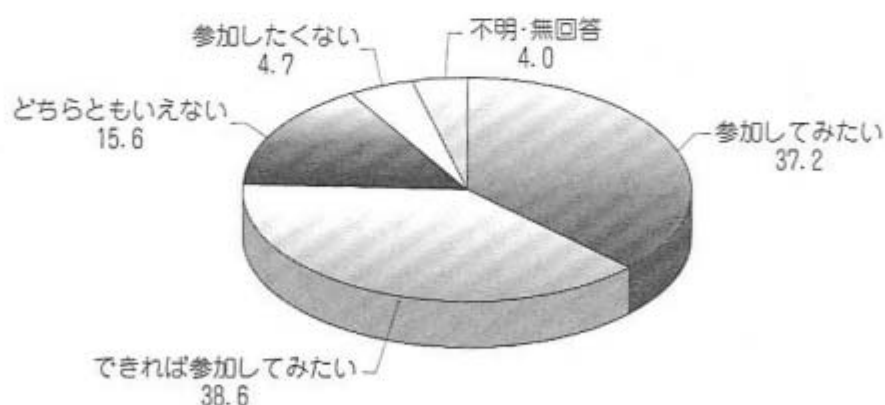
## ● 学習施設間のネットワークの構築

近年の情報化や国際化等の急激な進展により、日常生活においても新しい知識や技術が必要になり、それに対応する学習機会の提供が求められている。「意識調査」によると、興味関心のある学習内容をもっと深く学ぶ機会があれば参加したいか否かの質問に対し、「参加したい」と「できれば参加してみたい」を合わせた回答は75.8%であった。(図6参照)

さらに学習深化活動への参加意志理由としては「教養を高めたい」が42.8%で、「地域やボランティア活動などの社会活動に生かしたい」が12.9%、「仕事に役立てたい」が8.1%、「資格を取得したい」が4.1%であった。(図7参照)

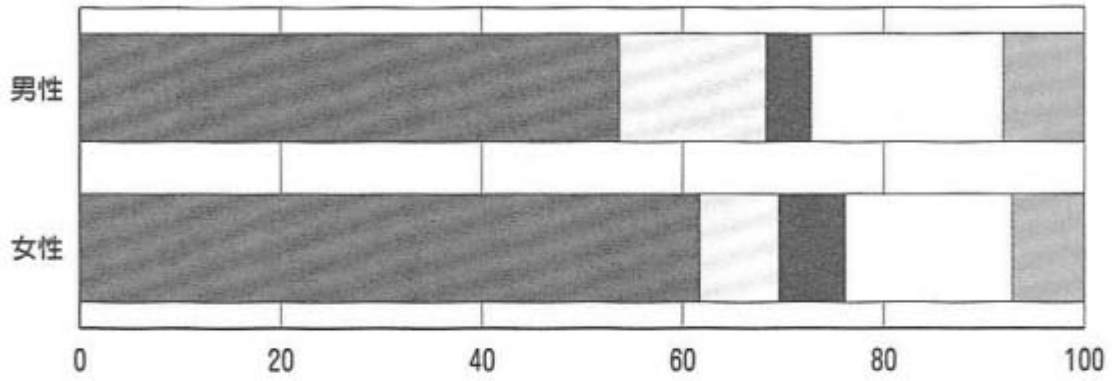
本市では「生涯学習センター」や「中央図書館」の整備を進めていくが、これら生涯学習の中核施設を中心として、公民館・図書館等の社会教育施設をはじめ、学校、民間教育施設、国、県、近隣市町村等、生涯学習に関連する多様な施設・機関が、それぞれの特色や専門性を生かしつつ、相互に連携することを目指したネットワークの整備を進めていく。

図6 【学習深化活動への参加意思】「意識調査」より



(単位:%) (n=1092)

図7 【学習深化活動への参加意思理由】「意識調査」より



	男性	女性
■ 教養を高めたい	53.7	61.6
□ 仕事に役立てたい	14.6	7.9
■ 資格を取得したい	4.5	6.6
□ 社会的活動に生かしたい	19.1	16.6
■ その他	8.1	7.3

(単位:%) (n=797)

## まなびをつなぐ

### (重点施策)

- 学習情報の提供方法の検討・拡大

### (具体的施策)

- 学習情報の電算ネットワーク化
- 学習情報誌の発行
- 民間学習情報の調査
- 生涯学習センターの建設 (再掲)
- 中央図書館の建設 (再掲)

- (・現代的課題への対応) 国際理解のための学習機会の拡大
- 男女共同参画社会の形成
- 人権教育啓発事業の拡大
- 情報化社会を理解するための学習機会の提供
- 環境学習の充実
- 世代間交流の促進

- 学習相談体制の整備
- 学習相談員の設置
- 生涯学習関係職員の資質の向上

- 学習施設間のネットワークの構築
- 民間事業者・大学等との連携
- 総合的なネットワークの開発

#### ／(4)まなびをひろげる（地域のみんで学んでいこう）

「意識調査」によると、過去1年間に参加した社会的活動の内容は「地域行事の企画運営活動」が全体の51.6%、「青少年・子どもの健全育成活動」が全体の30.2%であった。（表1参照）

地域社会の再生にとっては生涯学習によって活力ある市民が育成されること、そしてその人や人々のネットワークが地域に張り巡らされることが必要である。市民の力によって地域社会の課題を解決し、地域を再生させる上でも、市民の学習や学習成果を生かした地域活動への参加が欠かせない。

また、子どもを心豊かにたくましく育てていくことは、地域の人々皆の願いであるばかりでなく、我が国社会の将来に関わる重大な問題でもある。このため地域ぐるみで子どもを健康やかに育てるための地域活動が極めて重要な課題になっている。

以上の視点から、次の3点を重点施策として推進する。

表1 【過去1年間に参加した社会的活動】 - 「意識調査」より

(n=246) (単位:%)

	男性	女性	全体
地域行事の企画運営活動	60.0	43.5	51.6
青少年・子どもの健全育成活動	30.4	30.5	30.2
障害者・高齢者などの社会福祉に関わる活動	18.3	38.2	28.6
文化・芸術・スポーツ振興活動	27.0	27.5	27.0
自然環境保護・環境保全活動	29.6	13.7	21.8
人権擁護活動	0.9	1.5	1.2
国際交流活動	3.5	7.6	5.6
専門性を生かした指導者活動	10.4	6.1	8.1
防犯・防災・交通安全活動	22.6	15.3	18.5
災害救援活動	3.5	2.3	2.8
その他	2.6	6.9	4.8

## ● 地域ぐるみの組織的活動

地域社会は、地域住民の経験、技術を生かすことのできる場である。市民が地域に関心を持ち、地域の課題に対して市民自らが学習し、理解し主体的に参加することによって解決していくことが求められる。

学校を自主的な地域活動の拠点施設として位置付けるとともに、子どもたちをめぐる健全な社会環境の整備に向け、学校・家庭・地域の連携の強化を図る。

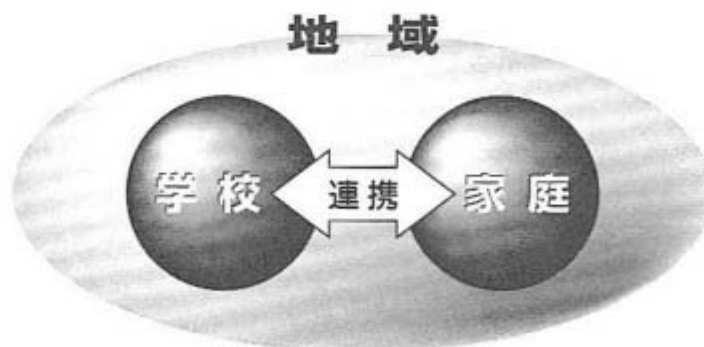
## ● 青少年活動の推進

子どもたちが心豊かにたくましく生きていくために、家庭や地域社会で生活体験や自然体験、また社会体験などの様々な体験学習の機会を提供するとともに、青少年団体の育成と支援を進める。

## ● 学社連携・融合の推進

子どもたちの「生きる力」の育成のためには、学校・家庭・地域での連携、生涯学習施設の活用が重要である。学社連携・融合を進めることによって、地域の人材や地域施設、地域教育資源を効果的に生かせる。また、学校のもつ教育力を社会教育の場で生かすためにも学社連携・融合は必要である。

図一 学校・家庭・地域の連携



まなびをひろげる

(重点施策)

(具体的施策)

- 地域ぐるみの組織的活動—地域課題への対応  
地域づくりの推進
  
- (・地域環境の保護、整備)—文化財の保護・愛護  
まちづくり活動の支援
  
- 青少年活動の推進—青少年の健全育成の推進  
青少年指導者の育成  
子ども会などの地域活動への支援  
自然生活体験事業の実施
  
- 学社連携・融合の促進—学校施設の効果的活用  
学校週5日制への対応  
学校・家庭・地域の連携

## ／(5)まなびを生かす(学んだことを自分のために、誰かのために…)

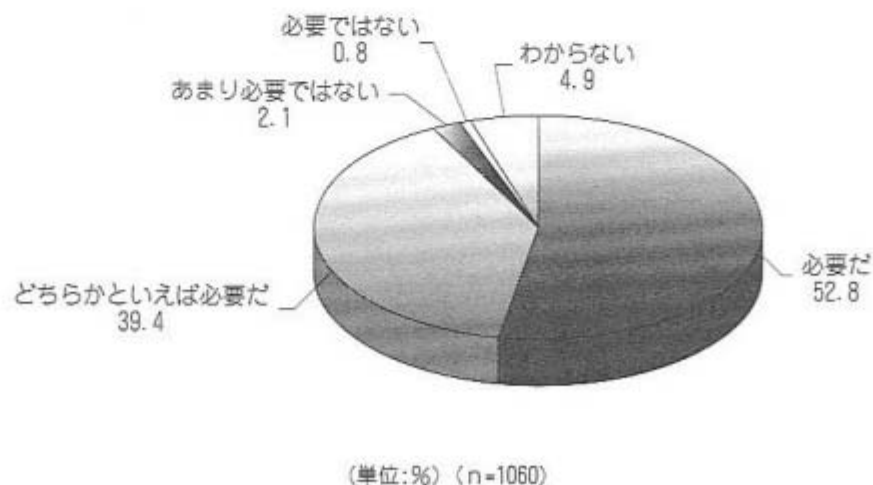
生涯学習の成果を活用して社会の諸活動に参加することは、個人の喜びであると同時に、社会の発展にとっても必要なことである。学習の成果を個人のキャリア開発、また地域活動やボランティア活動に生かしていかなければいけない。

「意識調査」によると、地域活動やボランティア活動などの社会的活動の必要度について、「必要だ」と「どちらかといえば必要だ」を合わせた回答は90%を超えている。(図8参照)しかし、過去一年間に何らかの社会的活動に参加したか否かの質問に対しては、参加率は23.4%と決して高いとはいえない。

学習するだけでなく、学習して得られた成果を生かして身近な地域社会において何か活動したい、地域での活動を通して積極的に社会に関わりたいとする人が増えてきている。学んで得た知識や技術を個人のキャリアとしてとらえ、地域社会の発展や地域の人々のために活用する、すなわち社会へ還元することのできる社会的文化的風土づくりが必要である。誰もが社会の一員として、自然に無理なく、そして楽しくボランティア活動を行えるような条件を整備することでボランティア層の拡大を図り、学習の成果をボランティア活動の中で生かすことができる環境をつくっていく。

以上の視点から、次の3点を重点施策として推進する。

図8【社会的活動の必要度】「意識調査」より



### ● 個人のキャリア開発

職業を通じて、社会的に自己実現を図ろうという傾向が強まっている。勤労者のキャリア・アップのため、また女性や高齢者の再就職のための専門的な知識や技術の向上をはかれる事業を検討していく。

### ● ボランティアの育成・活用

ボランティア活動は、生涯学習の成果を生かし、深めるのにふさわしい場の一つである。学習成果を活用する場としてボランティア活動を推進していくことは、重要な課題といえる。ボランティアに関する学習会を実施して、ボランティアの育成・エンパワーメントを図り、ボランティア活用システムの導入に向けて人材登録制度やボランティアのネットワークづくりの研究を進める。

### ● 学習成果の評価・認定

個人の学習成果を社会的活動、進学、就職、転職、再就職等に広く活用していくために社会的に評価する制度の確立が求められる。例えば、生涯学習活動の記録票（職歴、ボランティア歴などが記載されたもの）の検討など、生涯学習成果の認証システムについて具体的な調査研究を進め、個人の学習成果を社会的に適正に評価するシステムを構築する。



## まなびを生かす

(重点施策)

(具体的施策)

- 個人のキャリア開発—キャリア・アップ講座の設置  
高齢者人材活用の促進
- ボランティアの育成・活用—ボランティア研修の開催  
ボランティア活動への支援  
指導者の育成・活用
- 学習成果の評価・認定—評価・認定システムの検討

## 第2期生涯学習推進基本計画〈事業一覧〉

## 第2期生涯学習推進基本計画 事業一覧

※新潟市第四次総合計画（第三次実施計画）との整合性（比較）  
 ○：第四次総合計画（第三次実施計画）における重点事業  
 ●：（第1期）生涯学習推進基本計画からの継続事業  
 ◎：同方に該当する事業

大項目	中項目	小項目	細項目 (具体的な施策)	※	
まなびを支える	生涯学習の中核施設の建設	生涯学習センターの建設	生涯学習センター整備事業	◎	
		中央図書館の建設	中央図書館整備事業	◎	
	生涯学習関連施設の機能向上		黒埼図書館増改築事業		○
			図書資料整備事業		○
			文学資料の収集整備		○
			美術館美術資料の整備充実		○
			郷土歴史博物館の資料収集整備		○
	生涯学習関連施設の利用条件の拡大		図書館サービスの充実	○	
	スポーツ施設の整備		スポーツ施設の整備・改修事業	◎	
	生涯学習関連施設の整備	福祉・教育・文化施設の整備	国際友好会館整備事業		◎
			黒埼市民会館建設事業		○
			コミュニティ施設整備事業		◎
			水族館整備事業		◎
			郷土歴史博物館整備事業		◎
			埋蔵文化財収蔵庫建設事業		○
			放課後児童健全育成施設（ひまわりクラブ）整備事業		◎
			いきがい対応型通所事業		○
			老人憩いの家整備事業		○
			鳥屋野潟南部開発事業		○
	自然環境の保護・維持・整備		福物園整備事業		◎
			自然環境保全対策推進事業		○
			佐潟周辺自然環境保全対策事業		○
			阿賀野川右岸緑地整備事業		○
	遊び場・学習環境の整備		コースタル・コミュニティ・ゾーン（CCZ）整備推進事業		○
			公園整備事業の推進		◎
			水都にいがた散歩道整備事業		○
			自転車道整備事業		○
			信濃川やすらぎ堤緑地整備事業		○
海辺の森整備事業				◎	

※新潟市第四次総合計画（第三次実施計画）との整合性（比較）  
 ○：第四次総合計画（第三次実施計画）における重点事業  
 ●：（第1期）生涯学習推進基本計画からの継続事業  
 ◎：両方に該当する事業

大項目	中項目	小項目	細項目 (具体的な施策)	※
みんなでまなぶ	芸術・文化・スポーツ活動の推進	芸術・文化活動への支援	文化活動への助成	◎
			美術鑑賞機会の提供	●
			伝統文化振興事業の実施	◎
			優れた舞台・芸術の鑑賞機会の充実	◎
			舞台芸術講座の開催	◎
		健康づくりに関する学習機会の提供	健康づくりに関する学習機会の提供	●
			健康づくり推進事業の実施	○
		スポーツ・レクリエーション活動の活性化	地域スポーツの振興	○
			各種スポーツ大会の開催	◎
	学習機会の拡充・生涯学習意識の啓発	自己啓発に関する学習機会の提供	自己啓発に関する学習機会の提供	◎
			生きがいづくり推進事業の実施	○
		趣味・教養に関する学習機会の提供	くらしと趣味に関する教室の開催	●
			花と緑の普及推進事業の実施	○
			美術館企画展示の充実	○
		学習活動の発表の場の提供	全国大会優秀賞記念文化祭の開催	○
			公民館文化祭の開催	●
			公民館まつりの開催	◎
			にいがた市民文学の発刊	◎
			マンガ文化の振興	○
		民間教育事業者との連携	民間事業者の学習機会の活用	
		社会教育関係団体の育成	社会教育関係団体の育成・支援	◎
		リカレント教育の推進	リカレント教育の研究調査	●
	家庭教育の振興	育児・子育てへの支援	家庭教育学級の充実	◎
地域子育て支援事業の実施			◎	
家庭教育関係資料の発行			◎	
児童虐待防止対策事業の実施			○	
家庭間交流の活性化		子育てサークル交流会の開催	●	

※新潟市第四次総合計画（第三次実施計画）との整合性（比較）

○：第四次総合計画（第三次実施計画）における重点事業

●：（第1期）生涯学習推進基本計画からの継続事業

◎：両方に該当する事業

大項目	中項目	小項目	細項目 (具体的な施策)	※
まなびをつなぐ	学習情報の提供方法の検討・拡大	学習情報の電算ネットワーク化	学習情報のデータベース化	●
			行政情報提供システムの整備 (インターネットの利用促進)	○
			教育情報ネットワーク整備事業	○
		学習情報誌の発行	学習情報誌の拡充	●
		民間学習情報の調査	民間学習情報の調査・研究	●
		生涯学習センターの建設 (再掲)	生涯学習センター整備事業 (再掲)	◎
		中央図書館の建設(再掲)	中央図書館整備事業	◎
	現代的課題への対応	国際理解のための学習機会の拡大	各種外国語講座の開催	◎
			国際理解教育の推進	○
			多様な都市間交流の推進	○
			外国人生活支援事業	○
		男女共同参画社会の形成	男女共同参画行動計画の総合的推進	◎
			男女平等意識の啓発	◎
			男女共同参画推進リーダーの育成	○
			学校における男女平等教育の推進	◎
		人権教育啓発事業の開催	人権意識を高める講座の開設	●
		情報化社会を理解するための学習機会の提供	初心者対象パソコン教室の開催	●
		環境学習の充実	学校における環境教育推進事業	○
			社会における環境学習推進事業	○
			市民記念植樹事業	○
	ごみの減量化・リサイクル推進事業		○	
	世代間交流の促進	世代間交流事業の実施	●	
	学習相談体制の整備	学習相談員の設置	学習相談員の設置	●
		生涯学習関係職員の資質向上	生涯学習関係職員研修会の開催	●
	学習施設間のネットワークの構築	民間事業者・大学等との連携	各種講座の開催	●
		総合的なネットワークの開発	学習施設間ネットワークの検討	

※新潟市第四次総合計画（第三次実施計画）との整合性（比較）  
 ○：第四次総合計画（第三次実施計画）における重点事業  
 ●：（第1期）生涯学習推進基本計画からの継続事業  
 ◎：両方に該当する事業

大項目	中項目	小項目	細項目 （具体的な施策）	※
まなびをひろげる	地域ぐるみの組織的活動	地域課題への対応	地域課題学習講座の開催	◎
			地域への関心を高める機会の提供	●
		地域づくりの推進	青少年健全育成を進める集いの開催	●
			自治会集会所建設費の補助	○
			市民活動支援事業の実施	○
	地域環境の保護・整備	文化財の保護・愛護	歴史文化ふれあい事業	○
			文化財の指定・登録種別調査	○
			文化財の修復・保存処理	○
			歴史文書の保存整備事業	○
			新潟歴史双書刊行事業	○
			伝統文化の記録	◎
		まちづくり活動の支援	都市景観の形成に努める市民活動への支援	○
			福祉のまちづくり推進事業	○
			市民と考えるまちづくり推進事業	○
			まちづくり活動の助成	○
	青少年活動の推進	青少年の健全育成の推進	体験学習推進事業	◎
			非行防止対策の充実	○
			青少年関係団体の育成	◎
			ジュニア事業の充実	◎
		青少年指導者の育成	青少年育成指導者研修	◎
		子ども会などの地域活動への支援	市内子ども会指導者研修	●
		自然生活体験事業の実施	キャンプ事業の実施	●
	自然生活体験学習推進事業		◎	
学社連携・融合の推進	学校施設の効果的活用	学校施設有効活用事業	◎	
		屋内体育館増改築事業	○	
	学校週5日制への対応	学校週5日制対応事業	◎	
学校・家庭・地域の連携	学校・家庭・地域の連携	◎		

※新潟市第四次総合計画（第三次実施計画）との整合性（比較）

○：第四次総合計画（第三次実施計画）における重点事業

●：（第1期）生涯学習推進基本計画からの継続事業

◎：両方に該当する事業

大項目	中項目	小項目	細項目 （具体的な施策）	※
まなびを生かす	個人のキャリア開発	キャリア・アップ講座の開設	女性再就職促進事業	●
			職業訓練支援事業	◎
			中小企業人材育成事業	○
			農業後継者育成対策事業	○
		高齢者人材活用の促進	高齢者雇用促進事業	○
	ボランティア・指導者の育成・活動	ボランティア研修の開催	ボランティア研修会の開催	●
		ボランティア活動への支援	市民活動支援事業の実施（再掲）	○
		指導者の育成・活用	民間指導者の養成・研修	◎
			部活動外部指導者派遣事業	○
	学習成果の評価・認定	評価・認定システムの検討	学習成果の評価システムの検討	
リカレント教育の推進（再掲）		リカレント教育の調査研究（再掲）	●	

資 料



# 新潟市生涯学習推進本部 設置要綱

## (目的)

第1条 生涯学習に関する施策を総合的・効果的に推進するため、新潟市生涯学習推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 生涯学習に関する事業の総合的な企画及び施策の推進に関すること。
- (2) 関係部局（課）、関係機関及び諸団体等との連絡・調整に関すること。
- (3) 生涯学習に関する調査及び研究に関すること。
- (4) 生涯学習関係施設の整備に関すること。
- (5) その他生涯学習の推進に必要な事項に関すること。

## (組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は助役を、副本部長は教育長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表1に掲げる者をもって充てる。

## (本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を代表し、その所掌事項を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長が事故あるときは、その職務を代行する。

## (会議)

第5条 会議は、本部長が必要と認めたときに開催する。

- 2 本部長は、必要があると認めたときは、構成員以外の者を会議に出席させることができる。
- 3 会議の進行は、本部長が特に指定する場合を除き、本部長が行う。

## (部会)

第6条 本部に企画部会と事業部会を置く。

- 2 部会は、部会長及び部会員をもって構成する。
- 3 企画部会長は生涯学習部長を、事業部会長は生涯学習課長をもって充てる。
- 4 部会員は、それぞれ次に掲げる者とする。
  - (1) 企画部会員は、別表2に掲げる職にある者
  - (2) 事業部会員は、別表3に掲げる室・課等の職員のうちから、事業部会が指名する者
  - (3) 前2号に定めるものの他、企画部会員については企画部会長が、事業部会員については事業部会長が、それぞれ必要と認める者
- 5 部会は、本部所掌事項について協議する。  
この場合、企画部会は基本的、総合的事項について、事業部会は基本的、総合的事項の連絡・調整及び部門別事業等について担当する。
- 6 事業部会には、当該事項に関係のある部会員のみで構成する小部会を設けることができる。  
この場合、小部会長は、その小部会の構成員の中から部会長が指名する。
- 7 前条の規定は、部会に順用する。この場合において、「本部長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

## (生涯学習推進員)

第7条 市民の学習活動を助長するため本部に生涯学習推進員を置くことができる。その業務については別に定める。

## (事務局)

第8条 本部に事務局長、事務局次長及び事務局員を置く。

- 2 事務局長は、生涯学習部長を、事務局次長は、生涯学習課長をもって充てる。
- 3 事務局職員は、生涯学習課の職員のうちから本部長が指名する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成元年7月11日から施行する。

(新潟市生涯教育推進庁内連絡会議設置要綱の廃止)

2 新潟市生涯教育推進庁内連絡会議設置要綱(昭和62年8月5日施行)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

#### 別表1(第3条関係)

<局長>

・総務局長・企画財政局長・市民局長・産業経済局長・都市整備局長

<部長>

・総務部長・国際文化長・企画部長・財政部長・市民生活部長

・保健福祉部長・環境部長・商工労働部長・農林水産部長・都市計画部長

・開発建築部長・土木部長・下水道部長・黒埼支所長・農業委員会事務局長

・教育委員会学校教育部長・教育委員会生涯学習部長

#### 別表2(第6条関係)

総務部——・総務課長・市民相談室長・男女共同参画課長

国際文化部——・国際課長・文化振興課長・歴史文化課長

企画部——・総合企画課長・広域行政課長・情報政策課長

財政部——・財政課長

市民生活部——・自治振興課長・防災課長

保健福祉部——・保健福祉総務課長・児童福祉課長・障害福祉課長

・高齢者福祉課長・介護保険課長

保健所——・総務課長・環境衛生課長・保健子防課長・健康増進課長

環境部——・環境対策課長・清掃課長

商工労働部——・産業企画課長・商工振興課長・観光物産課長

農林水産部——・農林課長

都市整備局——・都市総務室長

都市計画部——・都市計画課長

開発建築部——・都市開発課長

土木部——・土木総務課長・公園水辺課長

下水道部　・下水道企画課長  
 農業委員会　・事務局次長  
 教育委員会学校教育部　・総務課長・施設課長・学校指導課長  
 　　　　　　　　　　　　　・保健給食課長  
 教育委員会生涯学習部　・生涯学習課長・中央公民館長・沼垂図書館長  
 　　　　　　　　　　　　　・青少年課長・体育課長  
 教育委員会黒埼教育事務所　・学校教育課長・生涯学習推進課長

別表3（第6条関係）

総務部——・総務課・広報課・市民相談室・男女共同参画課  
 国際文化部—・国際課・文化振興課・美術館  
 　　　　　　　・歴史文化課・郷土資料館・埋蔵文化財センター  
 企画部——・総合企画課・広域行政課・情報政策課  
 財政部——・財政課  
 市民生活部—・自治振興課・消費生活センター・防災課  
 保健福祉部—・保健福祉総務課・児童福祉課・障害福祉課・高齢者福祉課・介護保険課  
 保健所——・総務課・環境衛生課・保健予防課・健康増進課  
 環境部——・環境対策課・清掃課  
 商工労働部—・産業企画課・商工振興課・観光物産課  
 農林水産部—・農林課・園芸センター  
 都市整備局—・都市総務室  
 市計画部——・都市計画課  
 開発建築部—・都市開発課  
 土木部——・土木総務課・公園水辺課  
 下水道部——・下水道企画課  
 農業委員会—・事務局  
 教育委員会学校教育部—・総務課・施設課・学校指導課・保健給食課  
 　　　　　　　　　　　　　・総合教育センター・教育相談センター  
 　　　　　　　　　　　　　・視聴覚センター  
 教育委員会生涯学習部—・生涯学習課・西新潟市民会館・中央公民館  
 　　　　　　　　　　　　　・沼垂図書館  
 　　　　　　　　　　　　　・青少年課・万代市民会館  
 　　　　　　　　　　　　　・体育課  
 教育委員会黒埼教育事務所—・学校教育課・生涯学習推進課

# 新潟市生涯学習推進会議 設置要綱

## (目的)

第1条 新潟市の生涯学習を推進するにあたり、市民の意見を行政に反映させ生涯学習の普及・推進を図るために、新潟市生涯学習推進会議（以下「会議」という）を設置する。

## (構成)

第2条 会議は、委員20人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- |             |             |
|-------------|-------------|
| (1) 社会教育関係者 | (2) 学校教育関係者 |
| (3) 経済関係者   | (4) 自治会関係者  |
| (5) 学識関係者   | (6) 社会福祉関係者 |
| (7) 報道関係者   | (8) 労働関係者   |

## (所掌事務)

第3条 会議は、次の事項について協議し、また、生涯学習本部長の諮問に応じ答申または建議する。

- (1)生涯学習関連施策の推進に関すること
- (2)生涯学習関連事業の総合調整に関すること
- (3)生涯学習の啓発に関すること
- (4)その他生涯学習推進に必要な事項に関すること

## (役員及びその職務)

第4条 会議に、会長及び副会長各1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

## (委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。  
ただし、再任は妨げない。

## (庶務)

第6条 会議の庶務は、生涯学習推進本部事務局において処理する。

## (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この会議の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則 (執行期日)

1 この要綱は、平成元年7月11日から施行する。

(新潟市生涯教育推進懇談会設置要綱の廃止)

- 2 新潟市生涯教育推進懇談会設置要綱（昭和62年8月5日）は廃止する。  
（設置当初の委員の任期）
- 3 新潟市生涯学習推進会議の当初の委員の任期は、平成3年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

### 第6期新潟市生涯学習推進会議委員名簿（敬称略）

氏 名	団体・肩書
阿部 桂子	ガールスカウト新潟県副支部長・中央公民館運営審議会委員
澤口 知子	新潟市小中学校PTA連合会会長・新潟市社会教育委員
高橋千恵子	新潟市レクリエーション協会理事
斎藤 勉	新潟市社会教育委員会議議長
加藤 信一	新潟大学教育人間科学部教授
廣井 公明	新潟市立明鏡高等学校長
金子紀久夫	新潟市立小学校長会会長
西埜 洋	新潟市立中学校長会会長
若杉 正	前市行政評価委員
稲宮 健一	新潟国際情報大学情報文化学部・情報システム学科教授
上山 寛	建築家
橋本 照子	新潟市民生委員児童委員協議会連合会副会長
大平 芳昭	（社福）新潟市社会事業協会
田代 和孝	（株）新潟放送専務取締役
澤井 高秋	新潟市商店街連盟理事長
石井 文逸	小針浜地区自治連合会会長
中澤 栄一	新潟公共職業安定所所長

## 【市民憲章】

### わたしたちのめざす新潟

信濃、阿賀野のゆたかな川の流れが海にそそぎいるところ、ここがわたしたちのまち新潟。日本海に沈む夕日が美しい。海のかなたの国ぐににむけてひらかれたこの港まちは、流れのほとりの木のように、いよいよ育ち、栄えている。人々は、昔から、力を合わせ、ねばり強く、この自由な開かれたまちを築いてきた。

さあ、わたしたちも、いま、たしかな一歩を踏み出そう。

わたしたちが望む新潟をめざして！

ゆたかな海の幸と田畑のみどり。

新潟は、自然がいかされ、まもられるまち。

働くよろこび、憩いの静けさ。

新潟は、活気にあふれ、落ちつきのあるまち。

すこやかな生活は、わたしたちすべての願い。

新潟は、みんなで生きるために、助け合うまち。

はぐくむ心が、いのちを育てる。

新潟は、一人ひとりが大切にされ、いかされるまち。

海のむこうは友となる国ぐに。

わたしたちは、世界の平和のかけ橋となる。

(平成元年4月1日制定)

第2期新潟市生涯学習推進基本計画

平成13年3月

新潟市生涯学習推進本部  
(事務局：新潟市教育委員会生涯学習課)

電話 025-228-1000(代)  
印刷：株式会社 旭光社